

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月



株式  
会社 フィット

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,646,195千円（見込額）の募集及び株式181,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年2月5日に四国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。  
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。  
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式  
会社 フィット

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

## 1

## 事業の概要

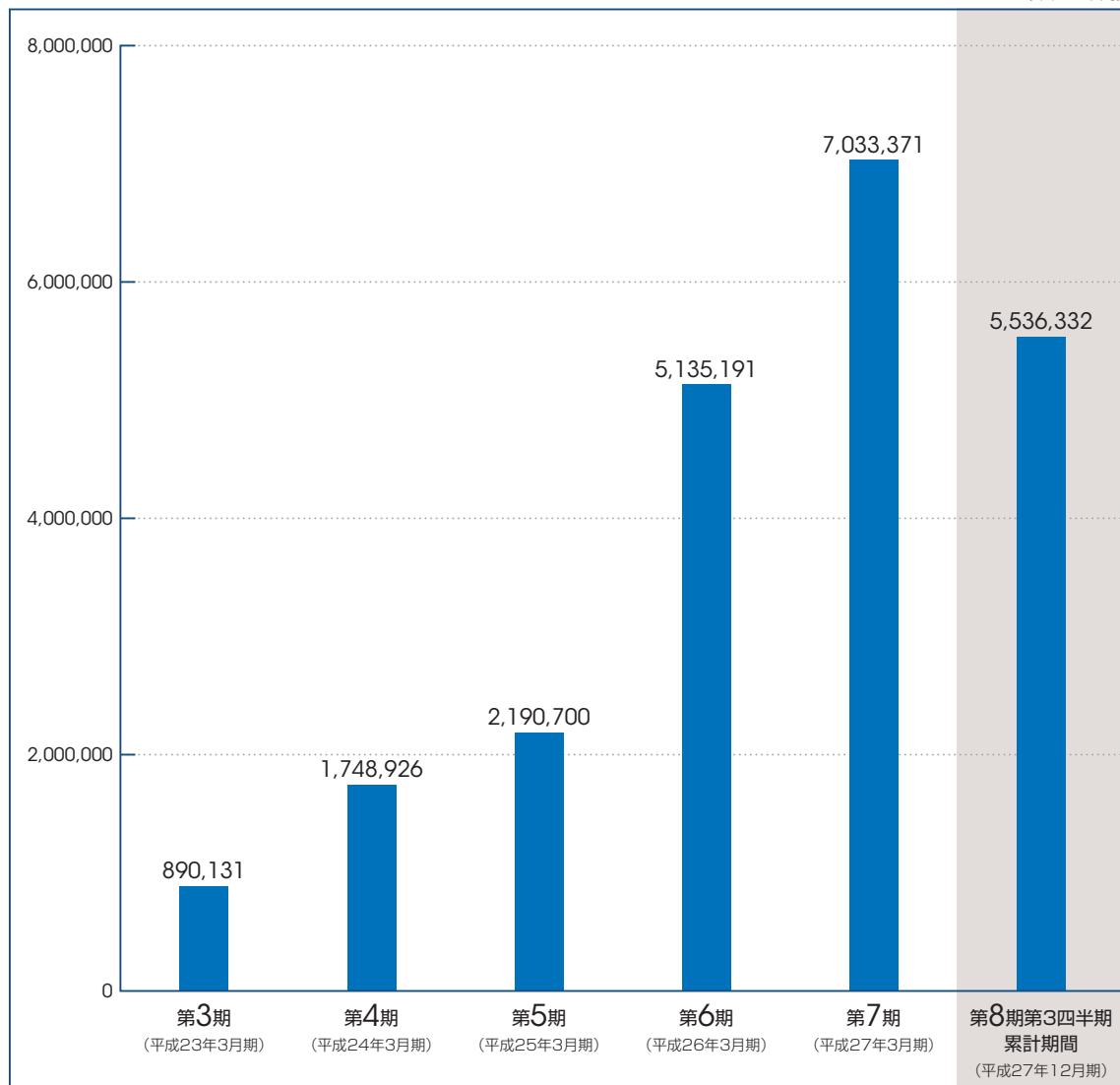
当社は、平成21年4月に商業施設の開発や注文住宅の請負建築を主な事業とする株式会社スズケン&コミュニケーションの出資により、「建築業」と「不動産業」「サービス業」の本格的融合により新しい価値を創造し、「第2の住宅産業を創る」ために徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーションとして設立されました。

設立後の一年間は事業の準備及び商品の開発に専念し、平成22年3月に社名を株式会社フィットに変更した後、平成22年4月より規格住宅及び規格戸建賃貸住宅の販売を主要事業として本格的に活動を開始いたしました。

最近5期間の売上高の推移は次のとおりであります。

### Fit 売上高の推移

(単位：千円)



(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## Fit 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回 次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第3四半期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年12月
売上高	890,131	1,748,926	2,190,700	5,135,191	7,033,371	5,536,332
経常利益又は経常損失(△)	865	△55,944	123,152	625,017	1,091,266	1,040,604
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	416	△34,749	74,600	373,423	714,127	674,306
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	30,000	30,000	30,000	47,619	47,619	47,619
発行済株式総数 (株)	600	600	600	16,000	16,000	3,200,000
純資産額	30,416	△4,477	70,123	478,784	1,192,912	1,866,617
総資産額	285,179	491,787	1,445,043	2,718,614	4,151,904	5,294,928
1株当たり純資産額 (円)	50,694.90	△7,462.67	116,872.18	149.62	372.79	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	694.90	△57,915.47	124,334.85	143.53	223.16	210.72
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.7	△0.9	4.9	17.6	28.7	35.3
自己資本利益率 (%)	1.4	—	227.3	136.1	85.4	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	607,746	1,209,649	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△285,606	△239,964	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	200,964	233,209	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	646,274	1,849,168	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	35 (3)	40 (6)	50 (16)	61 (20)	62 (24)	— (—)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第3期～第6期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期及び第8期第3四半期については、新株予約権の残高はありますか、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
6. 第4期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。

6. 第4期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。  
7. 第5期まではカーニー、コロナ計算書を作成しておらず、その点、カーニー

7. 第5期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー第5期・第6期及び第7期の財政諸表については、「財政諸表等の用語」様

8. 第5期、第6期及び第7期の財務諸表について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

第3期及び第4期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しております。また、第8期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しております。

なお、第6期及び第1期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トマーズの監査を受けております。また、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、有限責任監査法人トマーズの監査を受けておりません。なお、第8期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トマーズの四半期レビューを受けております。

◎営業部員は就業者上場（当社が発行する株式の上場を除く）から就業する場合、就業開始日より「パートタイマー」一人当たりからのお振込料金

また、平成26年1月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成27年2月12日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益額を算定しております。

1. 第8期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第8期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資本額、純資本比率についても、第8期第3四半期会計期間中の実績を記載しております。

3. 消済会員登録、実質買付額、算定金額及び自己買付比率につきは、第8期第3四半期予算期間末日経過を記載しております。  
4. 平成26年1月30日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

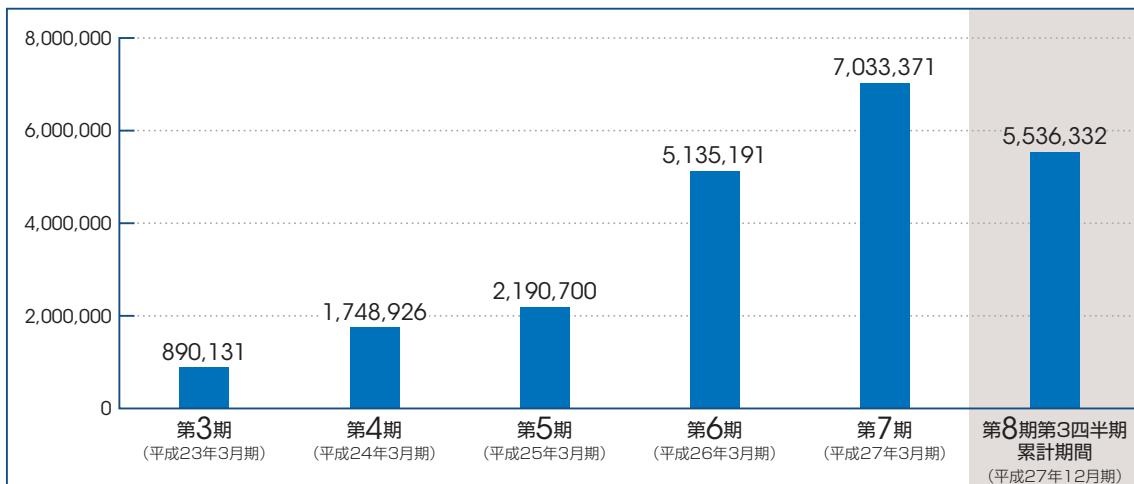
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現：日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛てに『新規上場申請のための有価証券報告書（Jの部）』の作成上の

かねて、第2回「第4期から第5期の移動」(「株主たる会員階層について」に対するの)については、有限責任監査法人トマツの監査を受けておりません。

なの、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべてこの数値）については、有限責任益直法入トマツの益直を受けておりません。

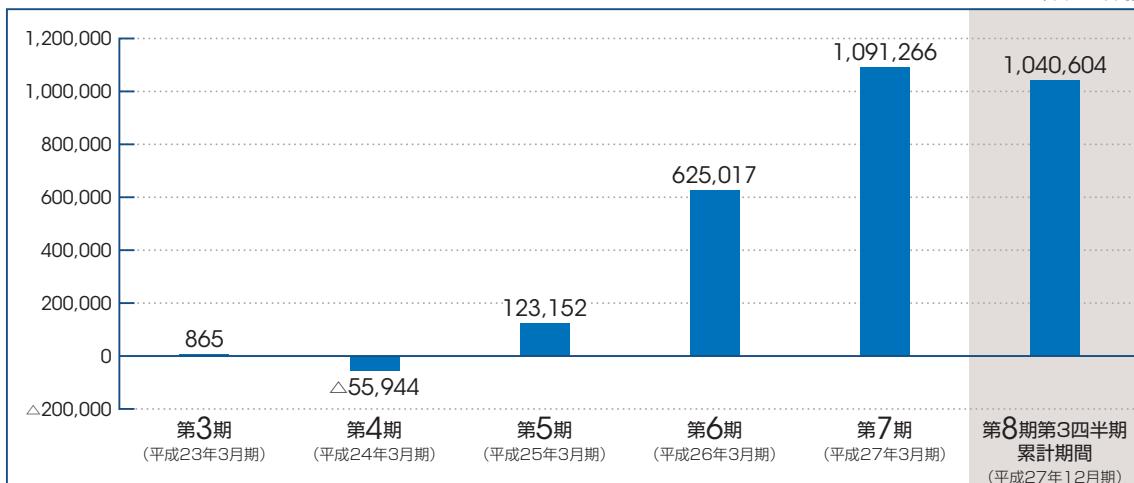
## Fit 売上高

(単位：千円)



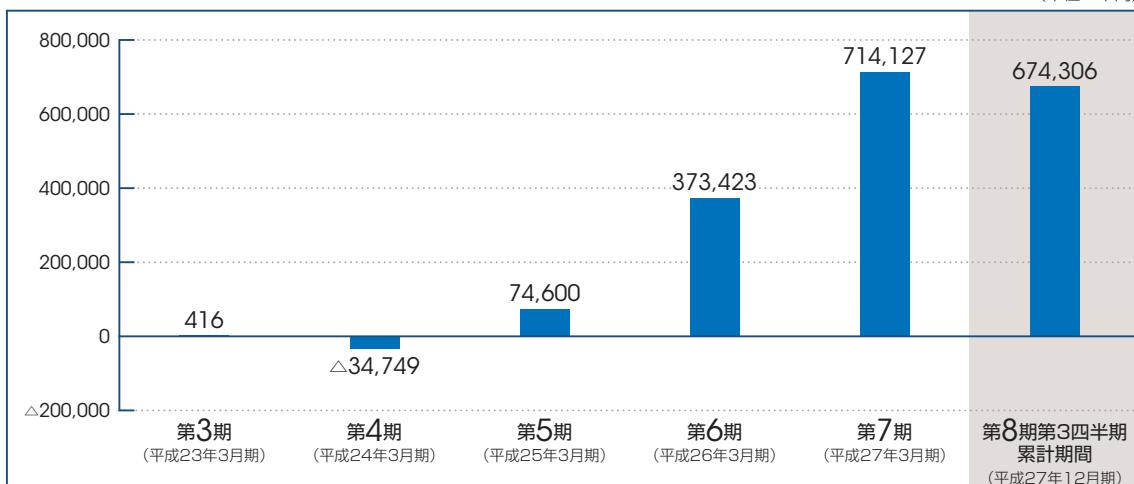
## Fit 経常利益又は経常損失(△)

(単位：千円)



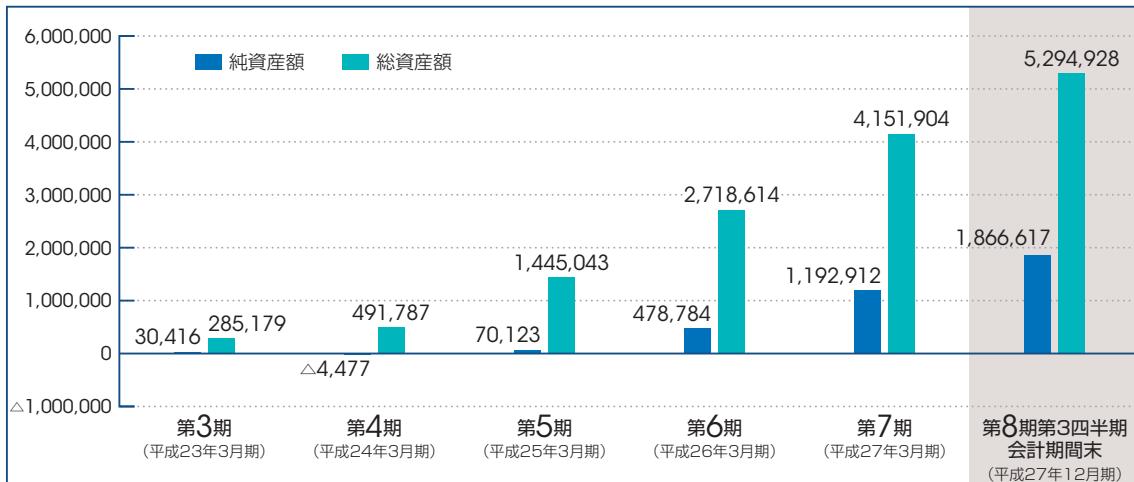
## Fit 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)

(単位：千円)



## Fit 純資産額／総資産額

(単位：千円)



## Fit 1株当たり純資産額

(単位：円)



当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

## Fit 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)

(単位：円)



当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を掲載しております。

### 当社のビジネスモデル

当社は、「株式会社フィット」をコーポレートブランドとして当社の最上位に位置付けたうえで、住宅購入者に向けたフランチャイズブランド「いえとち本舗」、及び顧客の遊休不動産等を活用した投資商品を提案するフランチャイズブランド「投資の窓口」を設けております。各フランチャイズブランドにおいては、それぞれの目的に合わせた商品ブランドを用意し、顧客のニーズに対応しております。また、このようなブランド戦略は、当社の「いえとち本舗」にて住宅を購入されたお客様が、「コンパクトソーラー発電所」への投資や賃貸物件の建設を検討する際に、「投資の窓口」へと誘導することができる仕組みでもあります。



当社は、本社がある徳島県を中心とした事業推進体制を構築しており、主に個人のお客様を対象として、住宅事業及びエナジー事業等を展開しております。

当社の強みとしては、①建設事業と不動産事業のミックス、②商品の「規格化」による建築コストの合理化、③土地商品加工による土地再生、及び④徹底したローコストオペレーション（ローコスト店舗化）があげられます。これらの当社の強みを活かし、低価格ながらも高品質で魅力的な商品をお客様に提供できることが、当社の収益の源泉であると考えております。

### 具体的な商品又はサービスの特徴

当社の「住宅事業」においては、規格住宅の主要な商品として「IETERRACE（イエテラス）」「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」「FIT CELL（フィットセル）」「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を販売しております。一方、「エナジー事業」においては、「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」を販売しております。

セグメント別の商品区分及び特徴は次のとおりです。

商品名	セグメント	用途	特徴
IETERRACE (イエテラス)	住宅事業	自己使用向け	コンパクトな100m <sup>2</sup> 以下の規格住宅 小型太陽光発電設備の搭載（余剰買取方式）
Solar Rich House (ソーラーリッチハウス)			10kw以上の小型太陽光発電設備（全量買取方式） を搭載した規格住宅
FIT CELL (フィットセル)		投資用向け	小型太陽光発電設備（全量買取方式中心）を 搭載した戸建対応の賃貸住宅
FIT CELL Solarich (フィットセルソラリッチ)			「投資用向け」のSolar Rich House
コンパクトソーラー発電所 (小型太陽光発電施設)	エナジー事業		50kw以下の低圧タイプの小型太陽光発電施設

## IETERRACE（イエテラス）



IETERRACE（イエテラス）は、「マイホームは欲しいけど、重い住宅ローンを背負って好きなことを我慢しながら生活するのもつらい」というマイホーム購入希望者の思いに応える形で開発された当社の規格住宅ブランドです。

## Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）

## FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）



Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）及びFIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）は、大きな屋根の全面を、太陽光による発電設備、ソーラーパネルで覆い、太陽の恵みを電力に変え、余剰電力を電力会社等に売電することによって、住みながらにして家計も潤う、まさに「暮らし・家計・環境にフィットする」画期的な規格住宅ブランドです。

## **FIT CELL** (フィットセル)



FIT CELLとは、効率的な土地活用に頭を悩まされている方に対して、あるいは、土地を含めた自己資本をお持ちでない方に対しても、投資用不動産事業としての太陽光発電設備付きの戸建賃貸物件を提案する規格戸建賃貸ブランドです。

## **コンパクトソーラー発電所** (小型太陽光発電施設)



コンパクトソーラー発電所の販売モデルとしては、当社が不動産情報を多く有し、かつ、高い発電効率を誇る四国地方を中心とした地域の土地を確保して、そこにコンパクトソーラー発電所を設置し土地と太陽光発電設備をセットアップして顧客に販売していくものです。

# 目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
1. 新規発行株式 .....	1
2. 募集の方法 .....	2
3. 募集の条件 .....	3
4. 株式の引受け .....	4
5. 新規発行による手取金の使途 .....	5
第2 売出要項 .....	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） .....	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） .....	7
募集又は売出しに関する特別記載事項 .....	8
第二部 企業情報 .....	10
第1 企業の概況 .....	10
1. 主要な経営指標等の推移 .....	10
2. 沿革 .....	12
3. 事業の内容 .....	13
4. 関係会社の状況 .....	16
5. 従業員の状況 .....	16
第2 事業の状況 .....	17
1. 業績等の概要 .....	17
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	19
3. 対処すべき課題 .....	20
4. 事業等のリスク .....	21
5. 経営上の重要な契約等 .....	25
6. 研究開発活動 .....	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	27
第3 設備の状況 .....	30
1. 設備投資等の概要 .....	30
2. 主要な設備の状況 .....	30
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	30
第4 提出会社の状況 .....	32
1. 株式等の状況 .....	32
2. 自己株式の取得等の状況 .....	47
3. 配当政策 .....	47
4. 株価の推移 .....	47
5. 役員の状況 .....	48
6. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	50

第5 経理の状況 .....	55
1. 財務諸表等 .....	56
(1) 財務諸表 .....	56
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	92
(3) その他 .....	94
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	95
第7 提出会社の参考情報 .....	96
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	96
2. その他の参考情報 .....	96
第四部 株式公開情報 .....	97
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....	97
第2 第三者割当等の概況 .....	98
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	98
2. 取得者の概況 .....	100
3. 取得者の株式等の移動状況 .....	103
第3 株主の状況 .....	104
[監査報告書] .....	107

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成28年2月5日
【会社名】	株式会社フィット
【英訳名】	Fit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴江 崇文
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
【電話番号】	088-665-1500
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1-8-1 第3西青山ビル7階（東京本社）
【電話番号】	03-5778-9436
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,646,195,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 181,000,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,070,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年2月5日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成28年2月22日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、平成28年2月5日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成28年3月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年2月22日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,070,000	1,646,195,000	890,882,000
計（総発行株式）	1,070,000	1,646,195,000	890,882,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月5日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,810円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,936,700,000円となります。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年3月4日(金) 至 平成28年3月9日(水)	未定 (注) 4.	平成28年3月10日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年2月22日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月22日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月2日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年2月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年3月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年3月11日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、交付されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成28年2月24日から平成28年3月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社阿波銀行 徳島北支店	徳島県徳島市川内町大松238番地1

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	未定	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目7番9号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計	—	1,070,000	—

(注) 1. 平成28年2月22日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年3月2日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,781,764,000	10,000,000	1,771,764,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,810円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,771,764千円及び「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限166,520千円については、平成29年3月期中に社内管理システム及びフランチャイズ支援システムの開発投資50,000千円に充当し、残額を住宅事業及びエナジー事業における販売用不動産の仕入資金（運転資金）に充当する予定であります。

販売用不動産の仕入資金は、主に金融機関からの借入により賄っておりますが、増資資金を充当することにより財務体質の改善と機動的な物件取得を図る方針であります。増資資金の充当時期等につきましては、機動的な物件取得に活用するという目的から特定の時期や物件の内容をあらかじめ明示することはできませんが、平成29年3月期中に戸建賃貸住宅用地及びコンパクトソーラー発電所用地等の仕入資金に充当する方針であります。

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	181,000,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	181,000,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出であります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株100,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,810円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

## 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 3月 4日(金) 至 平成28年 3月 9日(水)	100	未定 (注) 1.	株式会社 S B I 証券の本店 及び全国各支 店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、発行価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、交付されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社 S B I 証券の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の  
(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社エフピーライフ（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 100,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成28年3月25日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、上記の割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	徳島県徳島市川内町大松238番地1 株式会社阿波銀行 徳島北支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年3月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集に関連して、貸株人かつ当社株主である株式会社エフピーライフ並びに当社株主である鈴江崇文及び尾崎昌宏は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年9月6日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月5日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。ロックアップ期間終了後には、上記取引が可能となります、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、ストックオプションの権利行使が行われた場合は、市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	890,131	1,748,926	2,190,700	5,135,191	7,033,371
経常利益又は経常損失(△) (千円)	865	△55,944	123,152	625,017	1,091,266
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	416	△34,749	74,600	373,423	714,127
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	47,619	47,619
発行済株式総数 (株)	600	600	600	16,000	16,000
純資産額 (千円)	30,416	△4,477	70,123	478,784	1,192,912
総資産額 (千円)	285,179	491,787	1,445,043	2,718,614	4,151,904
1株当たり純資産額 (円)	50,694.90	△7,462.67	116,872.18	149.62	372.79
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	694.90	△57,915.47	124,334.85	143.53	223.16
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.7	△0.9	4.9	17.6	28.7
自己資本利益率 (%)	1.4	—	227.3	136.1	85.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	607,746	1,209,649
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△285,606	△239,964
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	200,964	233,209
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	646,274	1,849,168
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	35 (3)	40 (6)	50 (16)	61 (20)	62 (24)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第3期～第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第4期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。

7. 第5期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
8. 第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第3期及び第4期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しております。
- なお、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純利益金額を算定しております。
11. 平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	12.67	△1.87	29.22	149.62	372.79
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	0.17	△14.48	31.08	143.53	223.16
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

当社は、平成21年4月に商業施設の開発や注文住宅の請負建築を主な事業とする株式会社スズケン＆コミュニケーションの出資により、「建築業」と「不動産業」「サービス業」の本格的融合により新しい価値を創造し、「第2の住宅産業を創る」ために徳島県徳島市に株式会社スズケン＆クリエーションとして設立されました。

設立後の一周年は事業の準備及び商品の開発に専念し、平成22年3月に社名を株式会社フィットに変更した後、平成22年4月より規格住宅及び規格戸建賃貸住宅の販売を主要事業として本格的に活動を開始いたしました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	沿革
平成21年4月	徳島県徳島市に株式会社スズケン＆クリエーション（現当社）を設立
平成21年10月	コンパクト住宅フランチャイズ本部（現いえとち本舗フランチャイズ本部）設立 香川支店設立
平成22年3月	株式会社フィットに社名変更
平成22年7月	一般建設業許可（徳島県知事許可（般-22）第70109号）取得
平成24年2月	愛媛支店設立
平成24年5月	高知支店設立
平成24年7月	宅地建物取引業免許（国土交通大臣（1）第8312号）取得
平成24年10月	コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）販売開始
平成25年9月	F i t 神山町メガソーラー発電所 売電開始
平成25年10月	株式会社スズケン＆コミュニケーションとの資本関係を解消 太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」販売開始
平成26年4月	東京本社設置
平成26年12月	一般建設業許可（国土交通大臣許可（般-26）第25619号）取得 規格戸建賃貸住宅やコンパクトソーラー発電所等の顧客を対象としたフランチャイズ「投資の窓口本部」設立

### 3 【事業の内容】

当社は、徳島県など四国を中心に規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負（住宅事業）、太陽光発電施設の販売（エナジー事業）、その他不動産に関連する事業（その他の事業）を行っております。

主な事業内容は次のとおりであります。

#### (1) 住宅事業

当社の住宅事業は、徳島県など四国エリアを中心に、規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負（土地及び建物のセット販売）を行っております。また、「いえどち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地・建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。

当社は、コンパクトな規格住宅「IETERRACE（イエテラス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を販売しております。

当社商品の大きな特徴でもある「規格化」とは、「熟練の職人に頼らなくても、標準的に良い家が建てられる」ということを意味しております。当社は設計から施工まで品質に徹底的にこだわり、長く安心して暮らしていただける家づくりを目指しておりますが、同時に「規格化」の採用により、お客様に低価格で商品を提供しております。

「規格化」の具体的な取り組みとしては、下記2点があげられます。

##### イ. 販売プロセスの効率化で経費を削減

- ・家のカタチを規格化することにより打ち合わせの工程を短縮する。また、「規格化」されたパッケージ商品の販売を行うことから営業人員の専門的な知識を要さない（人件費の削減）。
- ・クチコミ紹介やインターネットでお客様を集めることにより宣伝コストを圧縮する（営業経費の削減）。

##### ロ. 現場管理の効率化で経費を削減

- ・材料をまとめて仕入れることによって材料コストを圧縮する（材料費の削減）。
- ・家を組み立てる作業工程の生産性が向上する（工事費及び経費の削減）。

当社は、上記の取り組みによりもたらされた利益を当社だけでなくお客様に対する販売価格へ還元することで低価格での提供を実現しております。

いえどち本舗フランチャイズ本部は、「日本の高すぎる家をもっと安く！そして、大変な家探しをもっと楽に！」をコンセプトに、「いえどち本舗」1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みをお客様に提供しております。

土地をお持ちでないお客様がマイホームを購入しようとするとき、通常は、希望の土地を探し、土地が決まつたら住宅メーカーを探し、プランを考え、見積もりを取る等様々な負担が発生していました。お客様のこのような負担を緩和するサービスが、1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みを提供する「いえどち本舗」です。当社が運営するいえどち本舗フランチャイズ本部では、フランチャイズ加盟店に対して独自の事業ノウハウや建築資材の共同購買システムの提供をしております。一方、フランチャイズ加盟店を運営する会社は「いえどち本舗」の統一ブランド・統一イメージのもと、その地域のコンパクト住宅（注1）市場で最有力企業を目指して活動しております。このような加盟店が平成27年12月31日時点で全国に27店舗（22社）あります。

（注1） 当社の販売する住宅は、延床面積100m<sup>2</sup>未満のコンパクトな住宅が基本となります。

## (2) エナジー事業

当社のエナジー事業においては、平成24年10月より、主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」の販売を行っております。また、自社においてもメガソーラー（大型太陽光発電施設）やコンパクトソーラー発電所を保有しております。

平成24年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったこと、また「環境関連投資促進税制」等、再生可能エネルギー拡大のための政府の施策等が行われております。

このような状況の中、当社は土地を所有されていない投資家や会社員の方でも手軽な投資を可能とするための施策を行っております。その具体的な商品が、小型太陽光発電施設、不動産賃貸及び保守管理等をパッケージにして販売する「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」です。

発電所の設置にあたっては、当社独自の不動産情報ネットワークを活用し、企業や個人の遊休地を安価な賃料で借り上げております。また、基礎と架台の構造を単純にする一方、ソーラーパネルやパワーコンディショナーなどの発電にとって重要な材料部分にコストをかけ、発電量が多く高品質な設備でありつつも、低価格での提供を可能にしております。この結果、初期投資額に対して比較的高い割合の年間売電収入が見込め、良い利回りが期待できる投資商品として、顧客にアプローチをしております。

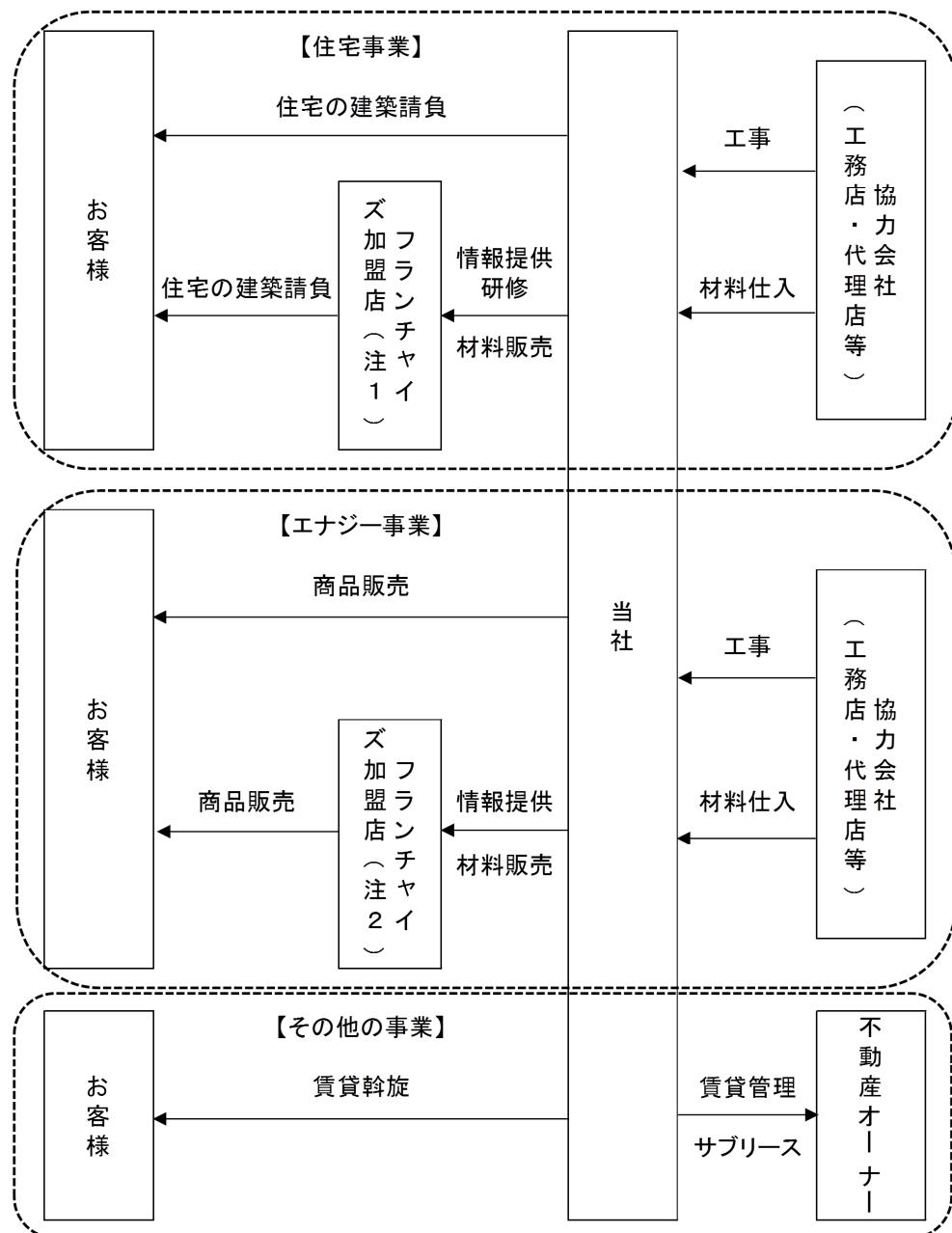
また、エナジー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。当社は、「投資の窓口」に加盟する企業等に対し、ソーラーパネル等の材料の販売や、研修会を通じた情報の提供等を行っております。また、このような加盟店が平成27年12月31日時点で全国に19店舗（19社）あります。

## (3) その他の事業

当社はその他の事業として不動産賃貸管理業務やサブリース業務を行っております。賃貸住宅経営は、手間がかかり専門知識も必要になります。そのため不動産賃貸管理業務として、戸建賃貸物件等の所有者（不動産オーナー）から賃貸管理を受託しております。また、サブリース業務は、不動産オーナーから不動産物件を借り上げ、当社が貸主となって入居者に対し賃貸を行っております。

[事業系統図]

以上述べました事項を事業の系統図によって示しますと、以下のとおりであります。



(注 1) 「いえどち本舗」「投資の窓口」（戸建賃貸住宅）

(注 2) 「投資の窓口」（コンパクトソーラー発電所）

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
63(33)	36.9	2.3	4,387,359

セグメントの名称	従業員数（人）
住宅事業	33 (18)
エナジー事業	14 (6)
報告セグメント計	47 (24)
その他	3 (2)
全社（共通）	13 (7)
合計	63 (33)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度における我が国経済は、消費税増税が実施された平成26年4月以降には、消費税増税の駆け込み需要の反動が表れる状況となりましたが、政府による経済・財政政策に刺激された企業収益が改善を続けることにより、雇用環境も着実に改善し、緩やかに回復基調が続いております。

当社が属する住宅業界におきましては、政府による消費税増税の反動減の緩和策として、平成26年4月より住宅ローン減税の拡充や、すまい給付金制度が施行されたことにより、緩やかな回復傾向にありました。

また、エナジー事業におきましては、再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対し、複数の電力会社で回答保留が生じているほか、その他の電力会社においても接続検討の期間が長引く等の影響があり、当社のコンパクトソーラー発電所の販売計画の一部に遅延が生じました。

このような状況下におきまして、当社は「第2の住宅産業を創る」をテーマに業容の拡大に努め、全国展開の第一歩として日本最大のマーケットである関東エリアでの事業拡大を進めております。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,033,371千円（前事業年度比37.0%増）、営業利益1,103,844千円（前事業年度比74.9%増）、経常利益1,091,266千円（前事業年度比74.6%増）、当期純利益714,127千円（前事業年度比91.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 住宅事業

住宅事業におきましては、主力商品である規格住宅「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソーラーリッチ）」を四国エリア中心に販売してまいりました。また、当事業年度においては「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」や「FIT CELL（フィットセル）」につきましても、余剰電力の買取制度に適応した太陽光発電設備を、お客様のご要望に応え標準搭載といたしました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,590,861千円（前年同期比3.9%増）、セグメント利益は408,258千円（前年同期比6.2%増）となりました。

#### ② エナジー事業

平成24年7月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした発電事業者が急増し、再生可能エネルギーへの関心は高い状況が続いてまいりました。このような状況の中、当社は平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始しました。当事業年度中に再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対し、複数の電力会社で回答保留が生じているほか、その他の電力会社においても接続検討の期間が長引く等の影響があるものの、前事業年度に引き続き、当事業年度におきましても順調に業績は拡大しました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は4,274,141千円（前年同期比70.6%増）、セグメント利益は997,659千円（前年同期比137.9%増）となりました。

#### ③ その他の事業

その他の事業については、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務の積極的な展開を行い、取扱い数を増加させてまいりました。その結果、他の事業の売上高は168,368千円（前年同期比25.3%増）と増加したものの、人員増加や広告宣伝費の増加によりセグメント利益は4,817千円（前年同期比46.8%減）となりました。

### 第8期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、消費税増税後の消費者物価の伸び悩みはみられるものの、政府による経済・財政政策に刺激された企業収益が改善を続けることにより、雇用環境も着実に改善し、緩やかに回復基調が続いております。しかしながら、公共投資の伸び悩みや新興国の経済動向、欧州の債務問題など、我が国経済の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっております。

当社が属する住宅業界におきましては、政府による消費税増税の反動減の緩和策として、住宅取得促進政策が施行され、引き続き緩やかな回復傾向にあります。

また、エナジー事業におきましては、前事業年度に発生しました電力会社による再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対する回答保留や接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、順調に業績は拡大しました。

このような状況下におきまして、当社は「第2の住宅産業を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東エリアでの事業拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は5,536,332千円、営業利益1,046,139千円、経常利益1,040,604千円、四半期純利益674,306千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 住宅事業

住宅事業では販売棟数は87棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は1,628,674千円となり、セグメント利益は175,349千円となりました。

#### ② エナジー事業

エナジー事業では販売数は167.25区画となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は3,680,471千円となり、セグメント利益は1,039,850千円となりました。

#### ③ その他の事業

その他の事業では、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を行ってまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は227,186千円となり、セグメント利益は25,290千円となりました。

### (2) キャッシュ・フロー

#### 第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加1,209,649千円、投資活動による資金の減少239,964千円、財務活動による資金の増加233,209千円により、前事業年度末と比較して1,202,894千円増加し、1,849,168千円となりました。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の増加は、1,209,649千円（前事業年度は607,746千円の増加）となりました。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は、239,964千円（前事業年度は285,606千円の減少）となりました。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の増加は、233,209千円（前事業年度は200,964千円の増加）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社が営む住宅事業、エナジー事業及びその他の事業では生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

### (2) 受注状況

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比(%)	受注残高（千円）	前年同期比(%)
住宅事業	2,100,264	90.5	1,074,569	108.4
エナジー事業	3,402,376	127.7	829,485	111.5
合計	5,502,640	110.4	1,904,054	109.7

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第8期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	受注残高（千円）
住宅事業	741,004	656,931
エナジー事業	3,462,341	1,293,668
合計	4,203,345	1,950,599

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比 (%)
住宅事業（千円）	2,590,861	103.9
エナジー事業（千円）	4,274,141	170.6
報告セグメント計（千円）	6,865,003	137.3
その他（千円）	168,368	125.3
合計（千円）	7,033,371	137.0

(注) 1. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
住宅事業（千円）	1,628,674
エナジー事業（千円）	3,680,471
報告セグメント計（千円）	5,309,145
その他（千円）	227,186
合計（千円）	5,536,332

- (注) 1. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上との販売先はありません。  
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は「住宅革命で社会に役立つ」ために、地域に根ざしかつ全国に展開するとともに常に新しい商品サービスの開発にチャレンジしていきます。この目標の達成のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体質の強化を進めてまいります。

#### ① 優秀な人材の採用及び育成

当社は近年急速な事業拡大をしておりますが、今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

#### ② 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

#### ③ 内部管理体制の強化

当社は、平成27年12月末現在、取締役4名、従業員63名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていく計画であるため、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図ってまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 1. 業績の季節変動について

当社では、戸建住宅の建築販売が主な事業の一つであることから、新年度を控えた引越しシーズンである3月から5月までの間に引渡しが集中する傾向にあります。そのため当社の住宅事業は、第4四半期に収益が偏重する傾向にあります。

したがって、景気動向、自然災害等の要因により第4四半期の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

なお、平成27年3月期における住宅事業の四半期別売上高、セグメント利益の推移は次のとおりであります。

(単位:千円)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外部顧客への売上高	448,415	17.3%	572,258	22.1%	644,968	24.9%	925,218	35.7%	2,590,861	100.0%
セグメント利益	27,732	6.8%	129,270	31.7%	112,362	27.5%	138,893	34.0%	408,258	100.0%

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておません。

2. 上記の金額は有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

##### 2. コンパクトソーラー発電所工事の遅延について

当社がエナジー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、工事が完了し、顧客への引渡しをもって売上計上しております。したがって、自然災害等の要因により工事が遅延し、期中の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 3. 個人消費動向等の影響について

住宅事業及びエナジー事業は、当社の主たるお客様は個人のお客様であることから、個人消費者の需要動向の影響を受ける傾向があります。また、景気動向、金利水準、地価水準等のマクロ経済要因の変動や消費者所得の減少、住宅税制の改正や再生エネルギー固定価格買取制度の改正、消費税等の税率変更等により個人消費者の需要が減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 4. 政府の施策について

当社がエナジー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生エネルギー固定価格買取制度」の設備認定を取得しており、発電所を購入した顧客は同制度により政府が定めた一定期間、一定の価格で発電した電気を電力会社に売却することができます。固定買取価格制度では、電力会社が買取る費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。そのため、今後も太陽光発電は普及していくことが見込まれますが、同制度における買取価格は、毎年度、政府により定められることとなっており、今後は電力会社の電力料金を通じて徴収する賦課金により国民負担が増加することを避けるため、当該価格は低下していくことが見込まれております。さらに、太陽光発電設備を運営する事業者のコスト低減への努力を促すような買取価格設定の仕組みを構築するために、固定価格買取制度において買取価格の入札制度の導入が検討されており、数年後には運用開始が見込まれております。また、最近においては、太陽光発電設備の増加等の状況を受け、電力会社ごとの接続可能容量の事項等に起因する出力抑制等の新たな出力制御システムが導入されておりますが、当該システムの今後の運用によっては、太陽光発電設備を運営する事業者の収益に影響を与えることも想定されます。一方で、エネルギー需給構造の改革のため、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）が平成23年度税制改正により創設され、これ以降、節税を目的とした法人需要が発生してまいりましたが、今後は当該制度の変更や廃止が見込まれております。当社としましては、コンパクトソーラー発電所の開発にかかるコスト削減の取り組みやより発電効率の高いソーラーパネルの採用などにより、今後も顧客に対して有利な利回りが期待できる価格で当該発電所の販売を行っていく方針ですが、コスト削減の取組等の結果が計画通りに進まなかった場合や税制の変更や廃止によって、お客様の購入意欲が減退した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、住宅事業において販売している太陽光発電設備を搭載した規格戸建住宅及び規格戸建賃貸住宅についても、国又は地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策補助金」制度の変更、廃止又は電力会社の余剰電力買取価格の減額等によりお客様の導入意欲が減退した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 5. コンパクトソーラー発電所の周辺環境等の変化について

当社がエナジー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、主に遊休農地や宅地を賃借または取得し設置しております。そのため周辺環境の変化により顧客が購入したコンパクトソーラー発電所の収益性が低下した場合や賃借している土地の権利関係等に変動等があった場合には、当社は顧客からクレームを受ける可能性があります。これによりクレーム対応費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 6. 消費税増税について

当社の主要な事業である住宅は、一般家庭において購入する最も高額な耐久消費財と言われており、消費税率の動向によって需要が大きく左右される傾向があります。平成26年4月に消費税率は8%に引き上げられましたが、これに続き平成29年4月に消費税率が10%に引き上げられた場合、一時的な需要の先食いは見込まれるもの、中長期的には住宅着工数が低迷することが予想されます。これにより、受注・売上が減少し当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 7. 営業エリアが四国に集中していること並びに競合等の影響について

当社の住宅事業はこれまで四国エリアをマーケットとして新築一戸建住宅・戸建賃貸住宅の販売を行ってまいりました。そのため、平成27年12月31日現在、いえどち本舗の直営店は四国エリアに7店舗、関東エリアに1店舗であります。また、エナジー事業も太陽光発電設備の設置用地は四国エリアを中心に開発してまいりました。

今後は全国展開の一環として、関東エリアや関西エリアに展開していく計画でありますが、そのためには、これらのエリアの競合企業の動向やエリア特性等に対応した展開が必要となります。今後、このような対応が適切に取れない場合、当社の営業エリアの計画的な拡大が進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 8. 材料価格の高騰について

当社の住宅の建材や太陽光発電設備のソーラーパネル等の材料は、為替相場の変動等により仕入価格が高騰することが考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 9. 外注管理について

当社は住宅及び太陽光発電設備の建設について、施工管理業務（品質・安全・工程・コストの各監理）を除き、原則として大工や左官、電気業者、水道業者などの専門業者ごとに直接工事を発注する分離発注の上、外注をしております。これは適切に分離発注することにより適正な競争が行われることを期待し、また、専門工事業者と直接契約することで、工事の進捗等について直接交渉することができ、施工の信頼性と品質の確保が期待できるためであります。

このように施工業務の大部分を外注に依存しているため、販売件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、国内外の市場の動向等により、資材価格が上昇し、外注先の材料調達状況に影響が及んだ場合、その状況を販売価格へ転嫁することが難しい場合には、外注費の上昇により当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 10. 瑕疵担保責任について

当社は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を負っております。その他の部分については、「宅地建物取引業法」により住宅の引渡日から最低2年間について瑕疵担保責任を負っております。加えて「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられております。万が一、当社の販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、その直接的な原因が当社以外の責によるものであっても、当社は売主として瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、補償工事費の増加や当社の信用力低下により、当社の業績や事業の展開等に影響を与える可能性があります。

## 11. 自然災害等について

地震や台風等の大規模な自然災害の発生時には、被災した自社保有設備や建築現場の修復に加え、建物の点検や応急措置などの初動活動や支援活動等により、多額の費用が発生する可能性があります。

また、社会インフラの大規模な損壊で建築現場の資材等の供給が一時的に途絶えた場合等には、完成引渡しの遅延等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 12. 法的規制について

### ① 住宅事業

住宅事業では、事業運営上、宅地建物取引業法、建築基準法、建設業法、建築士法、国土利用計画法、農地法、特定商品取引法等による法的規制を受けております。

当社では、主要な許認可として、「宅地建物取引業法」に基づき宅地建物取引業免許を、「建設業法」に基づき一般建設業許可を受けております。

宅地建物取引業免許は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成29年7月であります。また、宅地建物取引業法第66条において免許の取消し、第65条において業務の停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成31年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、これらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取消となる事由は発生していないと認識しておりますが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### ② エナジー事業

エナジー事業は、電気事業法の影響を強く受けるため、現行法の改正によっては方針変更を余儀なくされる可能性があります。平成24年7月1日から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関しては、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間一般電気事業者やP P S（特定規模電気事業者）等が買い取ることを義務付けるものですが、本法律の変更により買取価格の下落や、万が一、制度の廃止等により本制度が継続しなくなつた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、太陽光発電設備の設置工事を行っていることから、建設業法に基づく一般建設業許可を受けております。建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成31年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

この許認可を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可が取消となる事由は発生しておりませんが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 13. 顧客情報等の管理について

当社は、当社物件のご購入の検討をいただくお客様やご購入いただいたお客様等、事業を行う上で多数の個人情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報管理については、その管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策をはかるとともに、研修等により社員の情報管理意識の向上に努めております。しかしながら、万が一、これらの情報が外部流出した場合は、当社に対する信用の失墜や損害賠償等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 14. 代表者への依存について

当社は会社の規模が小さく、事業活動における主要な部分を代表取締役社長である鈴江崇文に依存しております。同氏は、当社設立以来の最高責任者であり、当社の大株主であります。同氏は、住宅業界に特化した経験と実績から、当社の経営方針や経営戦略及び製品戦略においても重要な役割を果たしており、当社事業の発展に大きく貢献しております。このため、当社では同氏への過度の依存を改善すべく組織的な経営体制を構築中ですが、現時点においては同氏が離職するような事態となった場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

## 15. 訴訟等について

当社では、現時点において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社が事業を継続していくうえでは、知的財産権他多種多様な訴訟リスクが継続的に存在します。

当社では、施工にあたっては近隣対策や周辺環境への配慮を含め品質管理に努め、またその他業務においては各種専門家を利用してリスク管理を行っておりますが、訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については、一定の会計基準の範囲内において合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は3,320,194千円（前事業年度末2,106,554千円）となり、1,213,639千円増加しました。主な要因は、現金及び預金が1,202,894千円、販売用不動産が422,693千円増加したものの、仕掛品が223,240千円、材料貯蔵品が292,081千円減少したこと等によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は830,609千円（前事業年度末609,857千円）となり、220,751千円増加しました。主な要因は、有形固定資産が176,031千円増加したこと等によるものです。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は2,191,725千円（前事業年度末1,717,457千円）となり、474,268千円増加しました。主な要因は、短期借入金が110,000千円、未払法人税等が99,610千円、未払金が128,184千円増加したこと等によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は767,266千円（前事業年度末522,372千円）となり、244,893千円増加しました。主な要因は、社債が100,000千円増加したこと等によるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,192,912千円（前事業年度末478,784千円）となり、714,127千円増加しました。主な要因は、当期純利益の獲得により、利益剰余金が714,127千円増加したこと等によるものです。

第8期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

#### (流動資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産の残高は4,356,021千円（前事業年度末3,320,194千円）となり、1,035,826千円増加しました。主な要因は、売掛金が1,022,811千円、販売用不動産が668,491千円、材料貯蔵品が265,971千円増加したものの、現金及び預金が945,890千円減少したこと等によるものです。

#### (固定資産)

当第3四半期会計期間末における固定資産の残高は938,631千円（前事業年度末830,609千円）となり、108,022千円増加しました。主な要因は、有形固定資産が64,000千円、投資その他の資産が43,741千円増加したこと等によるものです。

#### (流動負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債の残高は2,142,144千円（前事業年度末2,191,725千円）となり、49,581千円減少しました。主な要因は、短期借入金が415,000千円、買掛金が139,086千円増加したものの、未払法人税等が200,001千円、前受金が270,856千円減少したこと等によるものです。

#### (固定負債)

当第3四半期会計期間末における固定負債の残高は1,286,166千円（前事業年度末767,266千円）となり、518,900千円増加しました。主な要因は、長期借入金が468,431千円増加したこと等によるものです。

#### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は1,866,617千円（前事業年度末1,192,912千円）となり、673,704千円増加しました。主な要因は、四半期純利益の獲得により、利益剰余金が674,306千円増加したことによります。

### (3) 経営成績の分析

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

#### (売上高)

住宅事業におきましては、主力商品である規格住宅「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を四国エリア中心に販売してまいりました。また、当期においては「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」や「FIT CELL（フィットセル）」につきましても、余剰電力の買取制度に適応した太陽光発電設備を標準搭載といたしました。

エナジー事業におきましては、平成24年7月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした発電事業者が急増し、再生可能エネルギーへの関心は高い状況が続いてまいりました。このような状況の中、当社は平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始しました。当期中に再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対し、複数の電力会社で回答保留が生じているほか、他の電力会社においても接続検討の期間が長引く等の影響があるものの、前期に引き続き、当期におきましても順調に業績は拡大しました。

以上の結果、売上高は7,033,371千円（前年同期比37.0%増）となりました。

#### (営業利益)

売上原価は5,027,238千円（前年同期比33.2%増）となりました。主な要因としましては、売上高の増加に伴う材料費の増加581,115千円や外注費の増加465,275千円等によるものであります。

販売費及び一般管理費は、902,288千円（前年同期比23.7%増）となりました。主な要因としましては、人員増加による給与及び賞与の増加42,816千円、支払手数料の増加72,650千円等によるものであります。

以上の結果、営業利益は1,103,844千円（前年同期比74.9%増）となりました。

#### (経常利益)

営業外収益は1,879千円（前年同期は8,485千円）となり、営業外費用は、支払利息の減少等により14,456千円（前年同期は14,589千円）となりました。

以上の結果、経常利益は1,091,266千円（前年同期比74.6%増）となりました。

#### (税引前当期純利益)

経常利益に特別損益を計上し税引前当期純利益は1,091,535千円（前年同期比69.9%増）となりました。

#### (当期純利益)

税引前当期純利益に法人税等合計を計上し当期純利益は714,127千円（前年同期比91.2%増）となりました。

第8期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

#### (売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は5,536,332千円となりました。これは主に、住宅事業の売上高を1,628,674千円、エナジー事業の売上高を3,680,471千円計上したことによるものであります。

#### (営業利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は3,814,592千円となりました。これは主に、材料費や外注費を計上したことによるものであります。

販売費及び一般管理費は675,600千円となりました。これは主に、人件費や広告宣伝費を計上したことによるものであります。

以上の結果、営業利益は1,046,139千円となりました。

#### (経常利益)

当第3四半期累計期間の営業外収益は5,631千円となり、営業外費用は、支払利息等により11,166千円となりました。

以上の結果、経常利益は1,040,604千円となりました。

#### (四半期利益)

当第3四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税は339,057千円、法人税等調整額は27,240千円となりました。

以上の結果、四半期純利益は674,306千円となりました。

#### (4) キャッシュ・フローの分析

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加1,209,649千円、投資活動による資金の減少239,964千円、財務活動による資金の増加233,209千円により、前事業年度末と比較して1,202,894千円増加し、1,849,168千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動による資金の増加は、1,209,649千円（前事業年度は607,746千円の増加）となりました。主な要因は、税引前当期純利益1,091,535千円、及びたな卸資産87,059千円の減少による資金の増加と、前渡金100,607千円の増加及び仕入債務117,760千円の減少による資金の減少によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動による資金の減少は、239,964千円（前事業年度は285,606千円の減少）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が207,550千円あったことによります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の増加は、233,209千円（前事業年度は200,964千円の増加）となりました。主な要因は、短期借入金の純増額110,000千円、長期借入れによる収入100,000千円、及び社債の発行による収入98,440千円による資金の増加と長期借入金の返済による支出75,231千円による資金の減少によるものであります。

#### (5) 経営戦略の現状と今後の見通しについて

国内の住宅業界や不動産業界は、少子高齢化及びそれらを起因とする世帯数減少により、中長期的に市場の縮小が予想されるなど厳しい業界環境に置かれております。このような環境で当社は「第2の住宅産業を創る」ことを経営理念とし、更なる成長を実現するために、下記の戦略を遂行することで業容の拡大を図ってまいります。

- ① 四国エリアと関東エリア及び関西エリアへの直営店の出店とその他エリアでのフランチャイズ展開による全国展開
- ② 商品力強化と販売力強化
- ③ 資材調達先や工事協力業者の新規開拓等社外との協力体制の強化・構築
- ④ 住宅事業の海外進出
- ⑤ 資金調達手段の多様化による自己資本増強

#### (6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

#### (7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴い、平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指すSolar Rich House（ソーラーリッチハウス）を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図る方針であります。

そのため特に、下記について継続的に取り組んでまいります。

- ① 競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること
- ② 資材調達先や工事協力業者など新規取引先の開拓等の社外との協力体制の強化・構築
- ③ 上記を実現するための優秀な人材の獲得と人材教育制度の確立、社内マネジメント体制の強化・構築

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度における設備投資総額は269,697千円であり、主にエナジー事業においてコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）235,161千円を実施しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第8期第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

当事業年度における設備投資総額は113,806千円であり、主に徳島本社の土地及び建物の取得92,261千円を実施しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び装 置(千円)	土地 (千円) (面積m <sup>2</sup> )	合計 (千円)	
F i t 神山町メガソーラー発電所 (徳島県名西郡神山町)	エナジー事業	大規模太陽光発電施設	—	22,192	297,953	—	320,146	—
コンパクトソーラー発電所 (徳島県鳴門市他)	エナジー事業	小型太陽光発電施設	—	—	224,480	—	224,480	—
発電所用地 (徳島県徳島市他)	エナジー事業	大規模太陽光発電施設他	—	—	—	151,027 (59,200.15)	151,027	—

(注) 1. 「帳簿価額」は、建設仮勘定を除く有形固定資産の帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含まれておません。

2. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
徳島本社 (徳島県徳島市)	全社	本社機能	45 (15)	7,777
東京本社 (東京都渋谷区)	全社	本社機能	8 (2)	13,292

(注) 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年12月31日現在）

当社の設備投資については、事業計画、投資効率、人員増加等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
関西支社 (兵庫県神戸市中央区)	全社	支社機能	5,000	—	自己資金	平成28. 1	平成28. 2	(注) 2
メガソーラー発電所 (徳島県徳島市他)	エナジー事業	大規模太陽光発電施設	670,000	129,722	借入金	平成26. 3	平成28. 6	113% 増加

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 当該計画に伴う増加能力については計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

なお、活動エリアは関西・中国エリアであり、配置人数は15名程度を予定しております。

(2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

(注) 平成27年11月23日開催の臨時株主総会決議により定款の変更が行われ36,000株減少し、64,000株となりましたが、同日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株を200株とする株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は12,736,000株増加し、12,800,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,200,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	3,200,000	—	—

(注) 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は3,184,000株増加し、3,200,000株となっております。また、平成27年12月12日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年3月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	8,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,500(注)2	303(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,500 資本組入額 30,250 (注)4	発行価格 303 資本組入額 152 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりあります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
  - ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
  - ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成26年3月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	73	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	73（注）1	10,600（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,500（注）2	303（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,500 資本組入額 30,250 (注) 4	発行価格 303 資本組入額 152 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりあります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
  - ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
  - ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成26年12月22日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	33	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	33（注）1	4,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,500（注）2	303（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月24日 至 平成36年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,500 資本組入額 30,250 (注) 4	発行価格 303 資本組入額 152 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりあります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第4回新株予約権（平成27年11月23日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	—	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	5,200（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	580（注）2、5
新株予約権の行使期間	—	自 平成29年11月25日 至 平成37年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 580 資本組入額 290 (注) 4、5
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡するには、取締役会の承認を得なければならない
代用払込みに関する事項	—	—

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	<p>企業再編を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</li> <li>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</li> <li>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</li> <li>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</li> <li>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</li> <li>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</li> </ul>

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりあります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
  - ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
  - ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
  - ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年12月30日 (注) 1	200	800	17,619	47,619	17,619	17,619
平成26年1月30日 (注) 2	15,200	16,000	—	47,619	—	17,619
平成27年12月12日 (注) 3	3,184,000	3,200,000	—	47,619	—	17,619

(注) 1. 有償第三者割当増資 発行価格 176,190円 資本組入額 88,095円

割当先 鈴江崇文160株、尾崎昌宏40株

2. 株式分割（1：20）によるものであります。

3. 株式分割（1：200）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	24,000	—	—	8,000	32,000	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	75.00	—	—	25.00	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式3,200,000	32,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,200,000	—	—
総株主の議決権	—	32,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年3月23日臨時株主総会決議）

当社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年3月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年3月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

第2回新株予約権（平成26年3月23日臨時株主総会決議）

当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年3月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年3月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職による減少並びに従業員の取締役就任により、当社取締役1名、当社従業員25名であります。

第3回新株予約権（平成26年12月22日臨時株主総会決議）

当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年12月22日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社従業員17名であります。

第4回新株予約権（平成27年11月23日臨時株主総会決議）

当社取締役及び当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成27年11月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年11月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2. 本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社取締役 1 名、当社従業員14名であります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、今後の事業展開及びキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案のうえ、業績への連動性を重視したうえで、利益配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら当社は、未だ成長途上であることから、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。

内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保による財務基礎の強化、配当性向等を総合的に勘案し決定する所存であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剩余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性7名 女性1名（役員のうち女性の比率－%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	一	鈴江 崇文	昭和48年12月8日生	平成9年4月 三井ホーム㈱入社 平成13年5月 ㈱スズコー（現㈱フィットスマイル）取締役就任 平成13年10月 ゴーイングホーム㈱（現㈱LIXIL住宅研究所）入社 平成14年8月 ㈱スズケン工業（現㈱スズケン&コミュニケーション）取締役就任 平成15年10月 同社 取締役営業推進部長就任 平成20年10月 同社 代表取締役就任 平成21年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成22年2月 ㈱フィットステーション（現㈱フィットスマイル）代表取締役就任	(注) 3	640,000
取締役	管理本部長	尾崎 昌宏	昭和40年4月1日生	平成4年10月 中央新光監査法人入所 平成9年1月 尾崎公認会計士事務所代表就任（現任） 平成14年3月 アルファグループ㈱取締役就任 平成17年5月 ディップ㈱監査役就任 平成19年6月 ㈱イオレ取締役就任 平成25年7月 ㈱フロンティアインターナショナル執行役員就任 平成25年12月 当社顧問 平成26年1月 当社取締役就任 平成26年4月 当社取締役管理本部長就任（現任）	(注) 3	160,000
取締役	資産形成事業部 部長	佐伯 卓彦	昭和35年6月14日生	昭和60年4月 ダイア建設㈱入社 平成4年2月 愛媛セキスイハイム㈱入社 平成11年5月 ㈱スズケン工業（現㈱スズケン&コミュニケーション）入社 平成22年4月 当社入社 住宅ネットワーク事業担当 平成24年4月 当社統括本部F C運営室いえどち本舗F C加盟店サポート担当 平成26年4月 当社社長室室長 平成27年4月 当社事業開発室室長 平成27年8月 当社執行役員 事業本部副本部長 平成27年10月 当社資産形成事業部部長 平成27年11月 当社取締役資産形成事業部部長就任（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	川崎 和久	昭和41年2月10日生	平成元年4月 日本特殊陶業㈱入社 平成12年1月 ㈱ウェブサーブ入社 平成15年4月 ㈱アルゴ21（現キヤノンITソリューションズ㈱）入社 平成19年12月 K3クリエイト代表就任 平成24年10月 当社顧問 平成25年4月 ㈱FTC・コンサルティング代表取締役就任（現任） 平成25年6月 ㈱三洋堂ホールディングス顧問（現任） 平成26年1月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	—
監査役 (常勤)	—	石井 達久	昭和22年6月5日生	昭和45年4月 財団法人流通経済研究所入社 昭和55年7月 ㈱デニーズジャパン（現㈱セブン&アイ・フードシステムズ）入社 昭和58年6月 ㈱モスフードサービス入社 昭和62年8月 ㈱エドケン入社 平成2年10月 ㈱総合経営研究所入社 平成18年4月 ㈱WILL代表取締役就任 平成24年9月 当社顧問 平成26年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	二瓶 直和	昭和53年8月27日生	平成11年4月 アルファグループ㈱入社 平成18年6月 新創監査法人入所 平成25年10月 二瓶公認会計士事務所代表就任（現任） 平成26年4月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	川人 洋一	昭和30年4月29日生	昭和55年4月 川人勲税理士事務所入所 昭和60年4月 ㈱マネジメントスタッフ代表取締役就任（現任） 平成18年5月 税理士法人アクシス 川人税理士事務所 代表社員就任（現任） 平成26年6月 ㈲エムエスサービス取締役就任（現任） 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						800,000

- (注) 1. 取締役 川崎和久は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 石井達久、二瓶直和及び川人洋一は、社外監査役であります。  
 3. 平成27年11月23日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 平成27年11月23日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

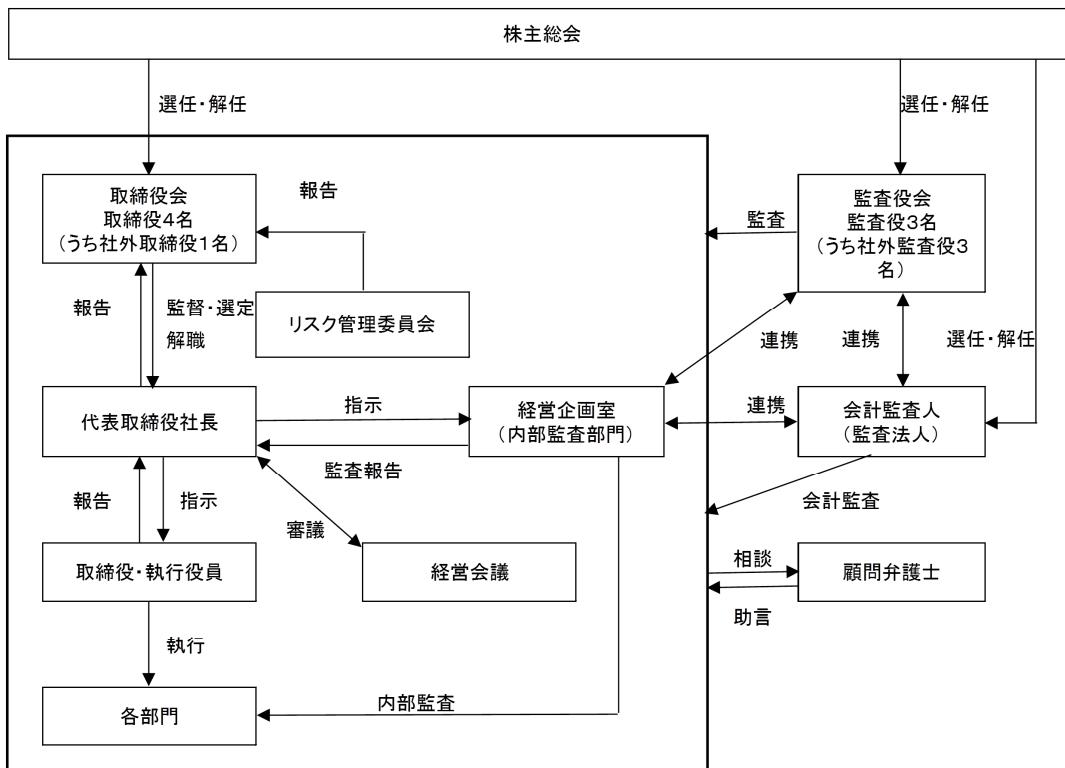
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

#### ② 会社の機関の内容・内部統制システムの整備状況等

##### a 会社の機関・内部統制の関係を示す図表



##### b 内部統制システムの整備状況

当社は下記のとおり取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めています。

###### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。

(2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

###### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。

(2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。

(3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

###### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(2) 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

(3) 取締役会及び経営会議を月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、リスク管理委員会によるコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
  - (2) 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (4) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
  - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (3) 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (4) 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、その職務の執行を補助する人員を配置する。
7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - (2) 当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 各監査役は、原則として取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議等重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。
  - (3) 監査役はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (3) 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
  - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

c 取締役会

取締役会は4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催し、取締役4名の審議により審議事項を各取締役から説明し決議する体制をとっています。また、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

d 監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席のうえ、取締役の業務執行の把握に隨時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、公認会計士、税理士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、原則として月1回となっております。

また、経営企画室（内部監査部門）及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めています。

e 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項についての決議を行う会議体となっております。

また、取締役会の諮問機関として、業務報告等及び会社経営全般にわたる重要な執行方針を協議する機関であります。

経営会議を構成するのは取締役4名及び執行役員2名となっております。

f 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております経営企画室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。また、経営企画室は監査役及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

g 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、平成27年3月期において業務を執行した公認会計士は、井上隆司氏、勢志元氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は6名（公認会計士2名、会計士試験合格者3名、その他1名）であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社では、取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。

当社のリスク管理委員会は取締役の全員が委員となっており、それに加えて、リスク管理委員会にて検討すべき個別の案件に応じて、リスク管理委員会が必要と認めるものを臨時に委員として任命し、個別の案件への対応を行っております。

業務上発生しうるリスクについては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクの発生を防ぐ体制をとっております。

④ 役員報酬等の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	55,200	55,200	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	13,140	13,140	—	—	—	4

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、それぞれ取締役会、監査役会で決めております。

## ⑤ 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

当社はコーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めています。

当社の社外取締役は、川崎和久1名であり、同氏と当社の間には新株予約権を30個保有する資本関係がありますが、人的関係及び取引関係その他利害関係はありません。なお、川崎和久が代表を務める（株）F T C ・コンサルティングと当社の間には、営業上の取引はありません。

当社の社外監査役は、石井達久、二瓶直和及び川人洋一の3名であり、両氏と当社の間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。

また、二瓶直和は二瓶公認会計士事務所の代表を、川人洋一は（株）マネジメントスタッフ、税理士法人アクシス 川人税理士事務所の各代表及び（有）エムエスサービスの取締役を務めておりますが、各社と当社の間には、営業上の取引はありません。

## ⑥ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

## ⑦ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

## ⑧ 取締役及び監査役の責任免除の内容及び責任限定契約について

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）及び監査役との間ににおいて、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に設けております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ⑨ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

### イ. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

## ⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
10,000	—	21,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て、取締役会へ報告しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 貢献度を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計機構へ加入する予定であり、監査法人他主催のセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

# 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	646,274	1,849,168
売掛金	※2 176,919	※2 168,950
販売用不動産	60,188	482,881
製品	77,364	82,933
仕掛品	682,256	459,016
材料貯蔵品	363,223	71,142
前渡金	4,727	105,335
前払費用	21	32,377
繰延税金資産	39,177	59,464
1年内回収予定の長期貸付金	3,404	3,042
その他	52,995	6,031
貸倒引当金	—	△150
流动資産合計	<u>2,106,554</u>	<u>3,320,194</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	10,316	10,907
構築物（純額）	25,786	22,192
機械及び装置（純額）	※2 331,059	※2 522,434
車両運搬具（純額）	5,840	3,527
工具、器具及び備品（純額）	381	5,703
土地	151,027	151,027
建設仮勘定	25,382	10,032
有形固定資産合計	<u>※1 549,794</u>	<u>※1 725,825</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	—	5,911
無形固定資産合計	<u>—</u>	<u>5,911</u>
投資その他の資産		
长期貸付金	23,825	16,646
长期前払費用	—	12,201
その他	39,786	73,073
貸倒引当金	△3,549	△3,049
投資その他の資産合計	<u>60,062</u>	<u>98,871</u>
固定資産合計	<u>609,857</u>	<u>830,609</u>
繰延資産		
開業費	2,202	1,101
繰延資産合計	<u>2,202</u>	<u>1,101</u>
資産合計	<u>2,718,614</u>	<u>4,151,904</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	557,750	439,989
短期借入金	100,000	210,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 55,428	※2 65,352
未払金	52,067	180,251
未払費用	7,903	51,505
未払法人税等	246,082	345,692
未払消費税等	—	122,819
前受金	615,484	664,634
預り金	42,175	50,449
賞与引当金	24,996	34,041
完成工事補償引当金	13,500	26,990
その他	2,070	—
<b>流動負債合計</b>	<b>1,717,457</b>	<b>2,191,725</b>
<b>固定負債</b>		
社債	—	100,000
長期借入金	※2 466,093	※2 480,938
繰延税金負債	7,187	13,705
資産除去債務	25,841	52,500
その他	23,250	120,122
<b>固定負債合計</b>	<b>522,372</b>	<b>767,266</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,239,829</b>	<b>2,958,992</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	47,619	47,619
資本剰余金		
資本準備金	17,619	17,619
資本剰余金合計	<b>17,619</b>	<b>17,619</b>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	—	1,848
繰越利益剰余金	413,546	1,125,826
利益剰余金合計	<b>413,546</b>	<b>1,127,674</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>478,784</b>	<b>1,192,912</b>
<b>純資産合計</b>	<b>478,784</b>	<b>1,192,912</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,718,614</b>	<b>4,151,904</b>

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(平成27年12月31日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	903, 278
売掛金	1, 191, 762
販売用不動産	1, 151, 373
仕掛品	593, 681
材料貯蔵品	337, 114
その他	178, 811
流動資産合計	4, 356, 021

## 固定資産

有形固定資産	
機械及び装置（純額）	483, 251
その他（純額）	306, 574
有形固定資産合計	789, 826
無形固定資産	6, 192
投資その他の資産	
その他	148, 587
貸倒引当金	△5, 975
投資その他の資産合計	142, 612
固定資産合計	938, 631
繰延資産	275
資産合計	5, 294, 928

## 負債の部

## 流動負債

買掛金	579, 075
短期借入金	625, 000
1年内返済予定の長期借入金	182, 076
未払法人税等	145, 691
前受金	393, 777
賞与引当金	18, 154
完成工事補償引当金	29, 283
その他	169, 085
流動負債合計	2, 142, 144

## 固定負債

社債	100, 000
長期借入金	949, 369
資産除去債務	52, 972
その他	183, 824
固定負債合計	1, 286, 166

## 負債合計

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	47, 619
資本剰余金	17, 619
利益剰余金	1, 801, 981
株主資本合計	1, 867, 219

## 評価・換算差額等

繰延ヘッジ損益	△601
---------	------

評価・換算差額等合計	△601
------------	------

## 純資産合計

## 負債純資産合計

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高		
不動産等販売高	4,065,528	5,502,694
その他の売上高	1,069,662	1,530,676
売上高合計	<u>5,135,191</u>	<u>7,033,371</u>
売上原価		
不動産等販売原価	2,916,041	3,932,118
その他売上原価	※1 858,894	※1 1,095,119
売上原価合計	<u>3,774,935</u>	<u>5,027,238</u>
売上総利益	1,360,255	2,006,132
販売費及び一般管理費	※2 729,134	※2 902,288
営業利益	<u>631,121</u>	<u>1,103,844</u>
営業外収益		
受取利息	737	556
貸倒引当金戻入額	—	500
業務受託料	4,571	—
その他	3,176	823
営業外収益合計	<u>8,485</u>	<u>1,879</u>
営業外費用		
支払利息	13,636	9,906
社債利息	—	14
社債発行費	—	1,565
その他	952	2,970
営業外費用合計	<u>14,589</u>	<u>14,456</u>
経常利益	625,017	1,091,266
特別利益		
固定資産売却益	※3 96	※3 269
助成金収入	17,436	—
特別利益合計	<u>17,532</u>	<u>269</u>
税引前当期純利益	642,550	1,091,535
法人税、住民税及び事業税	285,636	391,177
法人税等調整額	△16,509	△13,769
法人税等合計	269,126	377,407
当期純利益	<u>373,423</u>	<u>714,127</u>

【不動産等販売原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 材料費		1,525,409	52.3	2,106,525	53.6
II 労務費		—	—	1,524	0.0
III 外注費		1,188,573	40.8	1,653,849	42.1
IV 諸経費		32,957	1.1	63,339	1.6
V 不動産購入費		169,101	5.8	106,880	2.7
合計		2,916,041	100.0	3,932,118	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【その他売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I サブリース原価		116,840	13.6	148,676	13.6
II 資材原価		685,124	79.8	850,508	77.7
III 減価償却費		22,494	2.7	47,135	4.3
IV 設計費		19,235	2.2	21,410	1.9
V その他		15,200	1.7	27,388	2.5
合計		858,894	100.0	1,095,119	100.0

## 【四半期損益計算書】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間  
 (自 平成27年4月1日  
 至 平成27年12月31日)

売上高	5,536,332
売上原価	3,814,592
売上総利益	1,721,739
販売費及び一般管理費	675,600
営業利益	1,046,139
営業外収益	
受取利息	224
貸倒引当金戻入額	1,949
その他	3,456
営業外収益合計	5,631
営業外費用	
支払利息	10,180
社債利息	784
その他	201
営業外費用合計	11,166
経常利益	1,040,604
税引前四半期純利益	1,040,604
法人税、住民税及び事業税	339,057
法人税等調整額	27,240
法人税等合計	366,297
四半期純利益	674,306

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						株主資本合計	
	資本剩余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金					
当期首残高	30,000	—	—	40,123	40,123	40,123	70,123	
当期変動額								
新株の発行	17,619	17,619	17,619				35,238	
当期純利益				373,423	373,423	373,423	373,423	
当期変動額合計	17,619	17,619	17,619	373,423	373,423	373,423	408,661	
当期末残高	47,619	17,619	17,619	413,546	413,546	413,546	478,784	

	純資産合計
当期首残高	70,123
当期変動額	
新株の発行	35,238
当期純利益	373,423
当期変動額合計	408,661
当期末残高	478,784

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剩余金		利益剩余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	特別償却準備金	繰越利益剩余金	
当期首残高	47,619	17,619	17,619	—	413,546	413,546	478,784
当期変動額							
特別償却準備金の積立				1,848	△1,848	—	—
当期純利益					714,127	714,127	714,127
当期変動額合計	—	—	—	1,848	712,279	714,127	714,127
当期末残高	47,619	17,619	17,619	1,848	1,125,826	1,127,674	1,192,912

	純資産合計
当期首残高	478,784
当期変動額	
特別償却準備金の積立	—
当期純利益	714,127
当期変動額合計	714,127
当期末残高	1,192,912

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	642,550	1,091,535
減価償却費	36,776	62,362
貸倒引当金の増減額（△は減少）	924	△350
賞与引当金の増減額（△は減少）	12,151	9,044
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	1,157	13,490
受取利息	△737	△556
支払利息	13,636	9,906
社債利息	—	14
社債発行費	—	1,565
固定資産売却損益（△は益）	△96	△269
助成金収入	△17,436	—
売上債権の増減額（△は増加）	△160,188	8,469
たな卸資産の増減額（△は増加）	△741,948	87,059
前渡金の増減額（△は増加）	40,052	△100,607
その他の流動資産の増減額（△は増加）	412,458	14,349
仕入債務の増減額（△は減少）	174,154	△117,760
前受金の増減額（△は減少）	241,479	49,149
その他の流動負債の増減額（△は減少）	15,527	296,763
その他	15,142	87,935
小計	685,606	1,512,102
利息及び配当金の受取額	737	523
利息の支払額	△13,636	△9,906
助成金の受取額	17,436	—
保証料の支払額	—	△1,502
法人税等の支払額	△82,396	△291,566
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>607,746</b>	<b>1,209,649</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付けによる支出	△200	—
貸付金の回収による収入	3,114	7,753
差入保証金の差入による支出	△25,008	△37,147
差入保証金の回収による収入	891	3,397
有形固定資産の取得による支出	△264,510	△207,550
無形固定資産の取得による支出	—	△6,680
有形固定資産の売却による収入	106	300
その他	—	△37
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△285,606</b>	<b>△239,964</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	110,000
社債の発行による収入	—	98,440
長期借入れによる収入	230,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△64,274	△75,231
株式の発行による収入	35,238	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>200,964</b>	<b>233,209</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	523,103	1,202,894
現金及び現金同等物の期首残高	123,170	646,274
現金及び現金同等物の期末残高	※ 646,274	※ 1,849,168

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

#### 1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：2～10年

構築物：10～15年

機械及び装置：20年

車両運搬具：2～6年

工具、器具及び備品：5年

#### 3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

開業費 5年間で均等償却しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

##### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分についての成果が確実に認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、工期がごく短いもの等その他の工事については工事完成基準を適用いたします。

なお、当事業年度におきまして工事契約に関する会計基準を適用している取引はございません。

#### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：2～15年

構築物：10～15年

機械及び装置：20年

車両運搬具：2～6年

工具、器具及び備品：5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

開業費 5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分についての成果が確実に認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、工期がごく短いもの等その他の工事については工事完成基準を適用いたします。

なお、当事業年度におきまして工事契約に関する会計基準を適用している取引はございません。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

## ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	44,601千円	105,198千円

## ※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
売掛金	6,551千円	6,668千円
機械及び装置	307,884	277,096
計	314,436	283,765

上記のほか、前事業年度においてFit神山町メガソーラー発電所より将来発生する売電収入債権を担保に供しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	24,240千円	24,240千円
長期借入金	322,950	298,710
計	347,190	322,950

## (損益計算書関係)

## ※1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上原価	3,769千円	4,192千円

## ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24.6%、当事業年度16.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75.4%、当事業年度83.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
給料及び賞与	234,869千円	277,686千円
賞与引当金繰入額	24,996	34,041
広告宣伝費	112,838	100,122
支払手数料	35,795	108,446
減価償却費	14,282	14,726
貸倒引当金繰入額	—	150

## ※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
車両運搬具	96千円	269千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	600	15,400	—	16,000
合計	600	15,400	—	16,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 平成25年12月30日に第三者割当による新株発行により発行済株式数が200株増加しております。また、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、発行済株式数が15,200株増加しております。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	16,000	—	—	16,000
合計	16,000	—	—	16,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	646,274千円	1,849,168千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	646,274	1,849,168

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内	10,790
1年超	142,235
合計	153,026

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	24,744
1年超	388,537
合計	413,282

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内	720
1年超	13,605
合計	14,325

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	646,274	646,274	—
(2) 売掛金	176,919	176,919	—
資産計	823,194	823,194	—
(1) 買掛金	557,750	557,750	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 長期借入金 (*)	521,521	518,004	△3,516
(4) 未払法人税等	246,082	246,082	—
負債計	1,425,353	1,421,836	△3,516

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	646,274	—	—	—
売掛金	176,919	—	—	—
合計	823,194	—	—	—

## 3. 短期借入金並びに長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (*)	55,428	50,148	45,348	45,348	41,688	283,561
合計	155,428	50,148	45,348	45,348	41,688	283,561

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,849,168	1,849,168	—
(2) 売掛金	168,950	168,950	—
資産計	2,018,119	2,018,119	—
(1) 買掛金	439,989	439,989	—
(2) 短期借入金	210,000	210,000	—
(3) 長期借入金 (*)	546,290	549,451	3,161
(4) 未払法人税等	345,692	345,692	—
負債計	1,541,972	1,545,134	3,161

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 負債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,849,168	—	—	—
売掛金	168,950	—	—	—
合計	2,018,119	—	—	—

## 3. 短期借入金並びに長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	210,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (*)	65,352	65,352	65,352	61,692	44,209	244,333
合計	275,352	65,352	65,352	61,692	44,209	244,333

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## (ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 51名	当社従業員 23名
株式の種類及び付与数	普通株式 40株	普通株式 108株	普通株式 34株
付与日	平成26年4月21日	平成26年4月21日	平成26年12月23日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	自 平成28年12月24日 至 平成36年12月21日

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について  
は、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	40	108	34
失効	—	35	1
権利確定	—	—	—
未確定残	40	73	33
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議
権利行使価格 (円)	60,500	60,500	60,500
行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、類似会社比準方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額       | 一円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一円 |

## (税効果会計関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,305千円
減価償却超過額	1,565
完成工事補償引当金	4,966
賞与引当金	10,337
未払金	1,649
資産除去債務	9,507
未払事業税	21,834
その他	388
繰延税金資産小計	<hr/> 51,556
評価性引当額	<hr/> △10,813
繰延税金資産合計	<hr/> 40,742
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<hr/> 8,753
繰延税金負債計	<hr/> 8,753
繰延税金資産の純額	<hr/> 31,989

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	<hr/> 39.12%
(調整)	
住民税均等割	0.13
税額控除	△0.69
評価性引当額の増減	1.48
過年度法人税等	1.75
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.38
その他	△0.29
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> 41.88

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度より、復興特別法人税が前倒しで廃止されることになりました。これに伴い、平成26年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等について、その繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、39.12%から36.79%に変更されます。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度 (平成27年3月31日)	
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,120千円
減価償却超過額	3,116
完成工事補償引当金	9,454
賞与引当金	11,924
未払金	2,912
資産除去債務	18,390
未払事業税	30,865
その他	4,744
繰延税金資産小計	82,528
評価性引当額	19,511
繰延税金資産合計	63,016
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	16,239
その他	1,017
繰延税金負債計	17,257
繰延税金資産の純額	45,759

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度 (平成27年3月31日)	
法定実効税率	36.79%
(調整)	
住民税均等割	0.09
税額控除	△2.18
評価性引当額の増減	0.89
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.21
その他	△1.22
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.58

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、平成27年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等について、その繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、36.79%から35.03%に変更されます。この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10～20年と見積り、割引率は0.564～1.581%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度  
(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

期首残高	995千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,610
時の経過による調整額	235
期末残高	25,841

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10～20年と見積り、割引率は0.564～1.581%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度  
(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

期首残高	25,841千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26,125
時の経過による調整額	532
期末残高	52,500

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「住宅事業」、「エナジー事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「住宅事業」は、主に規格住宅「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL」や太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を販売しております。

「エナジー事業」は、コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）、ソーラーパネル等の材料の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) <sup>1</sup>	合計
	住宅事業	エナジー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,494,716	2,506,054	5,000,770	134,421	5,135,191
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,494,716	2,506,054	5,000,770	134,421	5,135,191
セグメント利益	384,448	419,274	803,722	9,059	812,782
その他の項目					
減価償却費	7,457	22,494	29,951	—	29,951

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

2. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	当事業年度
報告セグメント計	803,722
「その他」の区分の利益	9,059
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△181,661
財務諸表の営業利益	631,121

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
減価償却費	29,951	—	6,825	36,776

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 報告セグメントの概要

### (1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「住宅事業」、「エナジー事業」の2つを報告セグメントとしております。

### (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「住宅事業」は、主に規格住宅「FIT house+（フィットハウスプラス）（現 IETERRACE）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL」や太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を販売しております。

「エナジー事業」は、コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）、ソーラーパネル等の材料の販売を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	住宅事業	エナジー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,590,861	4,274,141	6,865,003	168,368	7,033,371
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,590,861	4,274,141	6,865,003	168,368	7,033,371
セグメント利益	408,258	997,659	1,405,918	4,817	1,410,735
その他の項目					
減価償却費	9,695	47,817	57,513	115	57,628

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

2. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

## 4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	当事業年度
報告セグメント計	1,405,918
「その他」の区分の利益	4,817
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△306,891
財務諸表の営業利益	1,103,844

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
減価償却費	57,513	115	4,733	62,362

## 【関連情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	鈴江 崇文	-	-	当社代表取締役	(所有)直接 20.0 間接 75.0	債務被保証 自社商品の購入	当社銀行借入に対する債務被保証(注3(1))	606,641	-	-
							自社商品の購入(注3(2))	17,413	-	-
役員の近親者	鈴江 徹	-	-	(株)スズケン&コミュニケーション 代表取締役	-	担保受入	当社銀行借入に対する担保受入(注3(3))	14,880	-	-
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	(株)スズケン&コミュニケーション (注2)	大阪府大阪市北区	88,000	建設業	-	担保受入	当社銀行借入に対する担保受入(注3(3))	14,880	-	-
						債務被保証	土地賃貸借取引契約に対する債務被保証(注3(4))	102,600	-	-
						不動産賃借	不動産賃料の支払(注3(5))	10,880	-	-
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	(株)フィットスマイル	徳島県徳島市	10,000	建設業	-	出向者の派遣	出向者負担金(注3(6))	31,131	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社の親会社であった(株)スズケン&コミュニケーションは、平成25年10月に保有する全株式を譲渡したことにより主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社へ属性が変更になりました。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
- (2) 日照条件の悪いコンパクトソーラー発電所に対して、標準的な粗利率をもとに取引価額を決定しております。
- (3) 当社の銀行借入に対して担保提供を受けております。なお、担保提供料支払は行っておりません。
- (4) 当社の土地賃貸借取引契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
- (5) 不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。
- (6) 出向者の派遣による出向料は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	鈴江 崇文	—	—	当社代表取締役	(所有) 直接 20.0 間接 75.0	債務被保証	当社銀行借入及び社債に対する債務被保証 (注2(1))	856,290	—	—
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	(株)スズケン＆コミュニケーション	徳島県徳島市	88,000	建設業	—	債務被保証	土地賃貸借取引契約に対する債務被保証 (注2(2))	96,750	—	—
						不動産賃借	不動産賃借料の支払 (注2(3))	10,658	前払費用	259

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の銀行借入及び社債に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
- (2) 当社の土地賃貸借取引契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払いは行っておりません。
- (3) 不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。

## (1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	149円62銭
1株当たり当期純利益金額	143円53銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
 2. 当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益金額(千円)	373,423
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	373,423
期中平均株式数(株)	2,601,644

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	372円79銭
1株当たり当期純利益金額	223円16銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
 2. 当社は、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。  
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額(千円)	714,127
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	714,127
期中平均株式数(株)	3,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権の数146個）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

新株予約権の発行について

当社は、平成27年11月23日開催の臨時株主総会において、会社法の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

発行決議の日	平成27年11月23日
回次	第4回
対象者	当社取締役及び従業員
新株予約権の数	27個
目的となる株式の数	普通株式 27株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（1株当たり）	116,000円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額（1株当たり）	58,000円
行使期間	平成29年11月25日から 平成37年11月22日まで

発行可能株式総数の減少、株式分割及び単元株制度の導入について

当社は、平成27年11月23日開催の臨時株主総会による定款の変更決議に基づき発行可能株式総数を36,000株減少させ64,000株としており、同日の取締役会決議に基づき、平成27年12月12日付で以下のとおり株式分割を行うとともに発行可能株式総数を12,736,000株増加させ12,800,000株とする定款の変更を行っております。また、平成27年12月10日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で単元株制度採用に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の導入の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性及び当社株式の流動性向上を図るためであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成27年12月12日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	16,000株
今回の分割により増加する株式数	3,184,000株
株式分割後の発行済株式総数	3,200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	12,800,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成27年12月12日

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を導入し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) 「1株当たり情報」は当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響は「1株当たり情報」に反映されております。

**【注記事項】**

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年12月31日)

減価償却費	49,237千円
-------	----------

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

## 2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第3四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日）

## 1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	住宅事業	エナジー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,628,674	3,680,471	5,309,145	227,186	5,536,332
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,628,674	3,680,471	5,309,145	227,186	5,536,332
セグメント利益	175,349	1,039,850	1,215,200	25,290	1,240,490

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

## 2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,215,200
「その他」の区分の利益	25,290
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△194,350
四半期損益計算書の営業利益	1,046,139

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	210円72銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	674,306
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	674,306
普通株式の期中平均株式数（株）	3,200,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。  
 2. 当社は、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	18,523	8,325	—	26,848	15,941	7,734	10,907
構築物	27,772	—	—	27,772	5,579	3,593	22,192
機械及び装置	351,567	235,161	—	586,729	64,294	43,786	522,434
車両運搬具	18,600	3,066	1,005	20,660	17,132	5,369	3,527
工具、器具及び備品	1,521	6,431	—	7,952	2,248	1,108	5,703
土地	151,027	—	—	151,027	—	—	151,027
建設仮勘定	25,382	10,032	25,382	10,032	—	—	10,032
有形固定資産計	594,395	263,016	26,388	831,023	105,198	61,593	725,825
無形固定資産							
ソフトウェア	—	6,680	—	6,680	768	768	5,911
無形固定資産計	—	6,680	—	6,680	768	768	5,911
長期前払費用	—	14,276	2,075	12,201	—	—	12,201
繰延資産							
開業費	5,507	—	—	5,507	4,405	1,101	1,101
繰延資産計	5,507	—	—	5,507	4,405	1,101	1,101

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

当期増加額

機械及び装置 太陽光発電施設の取得 235,161千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 27. 3. 25	—	100,000	0.75	なし	平成年月日 32. 3. 25
合計	—	—	100,000	—	—	—

(注) 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
—	—	—	—	100,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	210,000	1.50	—
1年以内に返済予定の長期借入金	55,428	65,352	1.34	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	466,093	480,938	1.36	平成29年9月20日～ 平成42年10月25日
合計	621,521	756,290	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	65,352	65,352	61,692	44,209

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,549	150	—	500	3,199
賞与引当金	24,996	34,041	24,996	—	34,041
完工工事補償引当金	13,500	26,990	13,500	—	26,990

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、回収による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,945
預金	
当座預金	1,031,805
普通預金	815,417
小計	1,847,222
合計	1,849,168

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	107,888
太平港業㈱	20,000
(株)TERAZAWA	13,078
四国電力㈱	12,753
(株)得堺	2,629
その他	12,600
合計	168,950

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$
176,919	7,033,371	7,041,340	168,950	97.7	9.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 販売用不動産

区分	金額(千円)
建物	80,950
土地	401,930
合計	482,881

(注) 土地の内訳は、次のとおりであります。

区分	面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (千円)
土地		
徳島県	53,325.16	276,078
香川県	1,044.00	14,734
愛媛県	252.96	18,609
高知県	105.54	10,077
茨城県	2,569.99	31,054
山口県	8,025.91	51,376
合計	65,323.56	401,930

## 二. 製品

品目	金額 (千円)
小型太陽光発電施設	82,933
合計	82,933

## ホ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
住宅事業	112,886
エナジー事業	346,129
合計	459,016

## ヘ. 材料貯蔵品

区分	金額 (千円)
材料	
太陽光パネル	40,340
パワコン	18,834
延長ケーブル	5,734
モニタリングシステム	3,640
交流集電箱	510
小計	69,059
貯蔵品	
切手、収入印紙等	1,863
その他	220
小計	2,083
合計	71,142

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ナカムラ	75,813
(株)TERAZAWA	57,604
(株)石原工務店	39,960
(株)ZERO	30,755
インリー・グリーンエナジージャパン(株)	23,466
その他	212,389
合計	439,989

ロ. 前受金

区分	金額(千円)
住宅事業	290,453
エナジー事業	370,639
その他	3,541
合計	664,634

ハ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	345,692
合計	345,692

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が発生した場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.fit-group.jp/">http://www.fit-group.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式予約権の割当てを受ける権利

## **第7【提出会社の参考情報】**

### **1【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### **2【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年10月31日	株式会社スズケン＆コミュニケーション 代表取締役 鈴江 崇文	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	株式会社エフピーライフ 代表取締役 鈴江 崇文	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23	特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）	600	105,714,000 (176,190)	所有者の事情

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。  
 また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は以下のとおりであります。  
 純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
5. 当社は、平成26年1月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成26年1月30日付で普通株式1株を20株に分割いたしました。また、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記移動株数及び単価は、当該株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
6. 当該移動により、株式会社エフピーライフは、特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名）となりました。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成25年12月30日	平成26年4月21日	平成26年4月21日
種類	普通株式	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行数	200株	普通株式 40株	普通株式 108株
発行価格	176,190円（注）3	60,500円（注）4	60,500円（注）4
資本組入額	88,095円	30,250円	30,250円
発行価額の総額	35,238,000円	2,420,000円	6,534,000円
資本組入額の総額	17,619,000円	1,210,000円	3,267,000円
発行方法	第三者割当	平成26年3月23日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成26年3月23日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

項目	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成26年12月23日	平成27年11月24日
種類	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行数	普通株式 34株	普通株式 27株
発行価格	60,500円（注）4	116,000円（注）4
資本組入額	30,250円	58,000円
発行価額の総額	2,057,000円	3,132,000円
資本組入額の総額	1,028,500円	1,566,000円
発行方法	平成26年12月22日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成27年11月23日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面の報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新約予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定いたしました。
4. 発行価格は類似会社比準法により算出した価格を参考に決定した価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	60,500円	60,500円	60,500円
行使期間	平成28年4月22日から 平成36年3月22日まで	平成28年4月22日から 平成36年3月22日まで	平成28年12月24日から 平成36年12月21日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

	新株予約権④
行使時の払込金額	116,000円
行使期間	平成29年11月25日から 平成37年11月22日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

6. 当社は、平成26年1月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成26年1月30日付で普通株式1株を20株に株式分割を行っておりますが、発行年月日が平成26年1月30日以前の株式に係る「発行数」、「発行価格」、及び「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の数値で記載しております。
7. 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株を200株とする株式分割を行っておりますが、「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の数値で記載しております。
8. 新株予約権②は、退職により従業員25名55株分の権利が喪失しております。  
 新株予約権③は、退職により従業員6名14株分の権利が喪失しております。  
 新株予約権④は、退職により従業員1名1株分の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
鈴江 崇文	徳島県板野郡松茂町	会社役員	160	28,190,400 (176,190)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社代表取締役)
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	公認会計士	40	7,047,600 (176,190)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社顧問 (注) 2、3

- (注) 1. 当社は、平成26年1月10日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成26年1月30日付で普通株式1株を20株に分割いたしました。また、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は、当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。
2. 当該第三者割当増資により、尾崎昌宏は、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
3. 尾崎昌宏は、平成26年1月31日開催の臨時株主総会において取締役に就任しており、特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）となっております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
川崎 和久	愛知県名古屋市北区	会社役員	30	1,815,000 (60,500)	特別利害関係者 (当社の取締役)
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	会社役員	10	605,000 (60,500)	特別利害関係者 (大株主上位10名) (当社の取締役)

- (注) 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は、当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
臼杵 一実	徳島県徳島市	会社員	8	484,000 (60,500)	当社の従業員
中田 真也	徳島県徳島市	会社員	8	484,000 (60,500)	当社の従業員
前田 貴博	徳島県徳島市	会社員	8	484,000 (60,500)	当社の従業員
佐伯 卓彦	徳島県徳島市	会社員	4	242,000 (60,500)	当社の従業員 (注) 3
筒井 憲司	徳島県徳島市	会社員	4	242,000 (60,500)	当社の従業員
河村 一朗	徳島県吉野川市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
梅津 有希子	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
高瀬 正巳	香川県高松市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
高橋 大地	香川県高松市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
阿部 友美	徳島県板野郡松茂町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
柏原 祥希	徳島県板野郡北島町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
兼松 友梨	徳島県板野郡上板町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
鎌田 結衣	徳島県板野郡松茂町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
高崎 倫輔	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
佐々木 信	香川県高松市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
大串 真二	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
川澤 智恵	高知県土佐市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
小松 弘和	高知県南国市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
上田 恵子	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
平岡 陽	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
藤井 まどか	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
森田 哲平	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
米澤 尚記	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
和田 邦男	高知県高知市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
永井 一徳	徳島県板野郡松茂町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
鈴江 哲生	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役の 二親等内の血族) 当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は、当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。
3. 佐伯卓彦は、平成27年11月23日開催の臨時株主総会において取締役に就任しており、特別利害関係者等（当社の取締役）となっております。

## 新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
佐々木 真由美	徳島県徳島市	会社員	4	242,000 (60,500)	当社の従業員
長谷部 正和	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
安田 かな子	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
森本 遼真	徳島県小松島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
二瓶 卓郎	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
住友 和範	徳島県吉野川市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
秋山 佳大	香川県高松市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
梶原 梓	愛媛県西条市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
宮本 貴紀	徳島県勝浦郡勝浦町	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
稻井 秀旨	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
河野 義史	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
大橋 敬子	東京都練馬区	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
産田 みち子	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
森本 圭	高知県高知市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
木村 知亜	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
葛川 恵理	徳島県徳島市	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員
三宿 曜彦	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1	60,500 (60,500)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は、当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

## 新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邊 康徳	東京都杉並区	会社員	5	580,000 (116,000)	当社の従業員
柳橋 健一	東京都墨田区	会社員	5	580,000 (116,000)	当社の従業員
佐伯 卓彦	徳島県徳島市	会社役員	4	464,000 (116,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
廣瀬 達史	徳島県徳島市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
田中 宏明	徳島県徳島市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
高野瀬 一義	神奈川県藤沢市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
相馬 拓也	徳島県徳島市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
加地 志帆	香川県観音寺市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
戸田 勝広	徳島県徳島市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
栗林 辰幸	東京都新宿区	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
安藝 雅仁	徳島県徳島市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
伴 有華	東京都世田谷区	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
内田 慎一	埼玉県上尾市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
照山 祐史	埼玉県蕨市	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員
君塚 貴志	東京都杉並区	会社員	1	116,000 (116,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記割当株数及び単価は、当該株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
㈱エフピーライフ ※1、2	徳島県徳島市南田宮二丁目3番102号	2,400,000	74.31
鈴江 崇文 ※1、3	徳島県板野郡松茂町	640,000	19.82
尾崎 昌宏 ※1、5	東京都世田谷区	162,000 (2,000)	5.02 (0.06)
川崎 和久 ※5	愛知県名古屋市北区	6,000 (6,000)	0.19 (0.19)
臼杵 一実 ※6	徳島県徳島市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
中田 真也 ※6	徳島県徳島市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
前田 貴博 ※6	徳島県徳島市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
佐伯 卓彦 ※5	徳島県徳島市	1,600 (1,600)	0.05 (0.05)
渡邊 康徳 ※6	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
柳橋 健一 ※6	東京都墨田区	1,000 (1,000)	0.03 (0.03)
筒井 憲司 ※6	徳島県徳島市	800 (800)	0.02 (0.02)
佐々木 真由美 ※6	徳島県徳島市	800 (800)	0.02 (0.02)
河村 一朗 ※6	徳島県吉野川市	200 (200)	0.01 (0.01)
梅津 有希子 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
高瀬 正巳 ※6	香川県高松市	200 (200)	0.01 (0.01)
高橋 大地 ※6	香川県高松市	200 (200)	0.01 (0.01)
阿部 友美 ※6	徳島県板野郡松茂町	200 (200)	0.01 (0.01)
柏原 祥希 ※6	徳島県板野郡北島町	200 (200)	0.01 (0.01)
兼松 友梨 ※6	徳島県板野郡上板町	200 (200)	0.01 (0.01)
鎌田 結衣 ※6	徳島県板野郡松茂町	200 (200)	0.01 (0.01)
高崎 倫輔 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
佐々木 信 ※6	香川県高松市	200 (200)	0.01 (0.01)
大串 真二 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
川澤 智恵 ※6	高知県土佐市	200 (200)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
小松 弘和 ※6	高知県南国市	200 (200)	0.01 (0.01)
上田 恵子 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
平岡 陽 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
藤井 まどか ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
森田 哲平 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
米澤 尚記 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
和田 邦男 ※6	高知県高知市	200 (200)	0.01 (0.01)
永井 一徳 ※6	徳島県板野郡松茂町	200 (200)	0.01 (0.01)
鈴江 哲生 ※4、6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
長谷部 正和 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
安田 かな子 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
森本 遼真 ※6	徳島県小松島市	200 (200)	0.01 (0.01)
二瓶 卓郎 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
住友 和範 ※6	徳島県吉野川市	200 (200)	0.01 (0.01)
秋山 佳大 ※6	香川県高松市	200 (200)	0.01 (0.01)
梶原 梓 ※6	愛媛県西条市	200 (200)	0.01 (0.01)
宮本 貴紀 ※6	徳島県勝浦郡勝浦町	200 (200)	0.01 (0.01)
稻井 秀旨 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
河野 義史 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
大橋 敬子 ※6	東京都練馬区	200 (200)	0.01 (0.01)
産田 みち子 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
森本 圭 ※6	高知県高知市	200 (200)	0.01 (0.01)
木村 知亜 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
葛川 恵理 ※6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
三宿 晓彦 ※ 6	神奈川県川崎市宮前区	200 (200)	0.01 (0.01)
廣瀬 達史 ※ 6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
田中 宏明 ※ 6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
高野瀬 一義 ※ 6	神奈川県藤沢市	200 (200)	0.01 (0.01)
相馬 拓也 ※ 6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
加地 志帆 ※ 6	香川県観音寺市	200 (200)	0.01 (0.01)
戸田 勝広 ※ 6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
栗林 辰幸 ※ 6	東京都新宿区	200 (200)	0.01 (0.01)
安藝 雅仁 ※ 6	徳島県徳島市	200 (200)	0.01 (0.01)
伴 有華 ※ 6	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
内田 慎一 ※ 6	埼玉県上尾市	200 (200)	0.01 (0.01)
照山 祐史 ※ 6	埼玉県蕨市	200 (200)	0.01 (0.01)
君塚 貴志 ※ 6	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
計	—	3,227,800 (27,800)	100.00 (0.86)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等（大株主上位10名）

※2 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

※3 特別利害関係者等（当社代表取締役）

※4 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者又は二親等内の血族）

※5 特別利害関係者等（当社取締役）

※6 当社の従業員

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月27日

株式会社フィット

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 勢志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年1月27日

株式会社フィット

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 勢志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年1月27日

株式会社フィット

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの平成27年4月1日から平成28年3月31までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィットの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

